

## 日本維新の会組織規則第2条第1項（一部抜粋）

### （入党）

**第2条** 党規約第4条第5項に規定する一般党员になろうとする者は、特別党员1名の紹介により、所定の入党申込書（WEB上の入党申込みフォームを含む）に必要事項を記入し、定められた党費を添えて、原則、自身の住所又は居所が存する地域の都道府県総支部（以下「総支部」という。）に入党の申込みをするものとする。